

公告 第5-15号
令和6年2月20日

被保険者各位

ベンチャーバンク健康保険組合
理事長 日根 弘樹

健康保険組合規程の制定について

令和6年2月19日開催の第23回組合会において、ベンチャーバンク健康保険組合規程の制定について承認されましたので、公告いたします。

記

制定された規程

歯科健診補助金支給規程

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

以上

39 歯科健診補助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、ベンチャーバンク健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者及び被扶養者が歯科医療機関等において歯科健診を受け、歯科疾患の早期発見と早期治療および口腔衛生指導による疾病予防を目的として、歯科健診の補助金支給について定める。

(健診項目)

第2条 実施健診項目は次の通りとする

- (1) 自費診療による口腔健診

(対象者)

第3条 歯科健診受診時に組合の被保険者または被扶養者の資格を有し、組合が指定した年齢の者とする。

(健診期間)

第4条 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間のうち、組合が指定した期間とする。

(補助内容)

第5条 補助金額は、一人当たり3,500円を上限とする。

- (1) 補助は指定期間内に1回を限度とする。
- (2) 他の制度（市区町村助成等）により補助を受けることができる場合は、その補助制度を優先とする。
- (3) 支払った金額が補助金限度額に満たない場合は、実費分のみを支給する。

(補助対象外)

第6条 次の各号のいずれかについては原則として補助の対象としない。

- (1) 健康保険適用となる歯科健診及び治療
- (2) 審美目的の歯科健診（ホワイトニング等）

(申請方法)

第7条 任意の歯科医療機関等で歯科健診を受けた後、「歯科健診費用補助金請求書」に、医療機関発行の領収書、歯科健診結果表の写しを添付し、組合が指定する申請期限までに提出するものとする。

2 添付する領収書は、次の項目が記載されている原本であること

- (1) 歯科健診を受けたものの氏名
- (2) 歯科健診受診日、医療機関名
- (3) 歯科健診費用

(4) 「歯科健診代」である旨

(支給方法)

第8条 補助金は、直接本人の銀行口座に振込むことにより支給する。

2 任意継続被保険者は被保険者本人が指定する銀行口座とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。